

標準地一覧表の見方

- 1 「標準地番号」の欄において、一連番号の前に付されている 5 及び 9 の見出し数字は、原則として、当該標準地がそれぞれ商業地域及び工業地域にあることを示し、見出し数字を付してないものは、住宅地域にあることを示す。

なお、※印は地価調査基準地(価格判定の基準日平成 26 年 7 月 1 日)と同一地点である標準地を示す。
- 2 「標準地の所在及び地番並びに住居表示」の欄において、所在及び地番は、原則として、土地登記簿に記載されているものによった。また、住居表示がある場合には、「」内に丁目、番、号の順に表示した。

なお、標準地が数筆にわたる場合は、外と表示した。
- 3 「標準地の 1 平方メートル当たりの価格（円）」欄の下段は、対前年変動率を示す。
- 4 「標準地の地積（m²）」欄には原則として、土地登記簿に記載されている地積を表示し、1 平方メートル未満の端数は切り捨てである。
- 5 「標準地の形状」欄の下段には、標準地の間口と奥行のおおむねの比率を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。

なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り四角形である。
- 6 「標準地の利用の現況」欄には、当該標準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字は、その階層(地下階層がある場合は、地上階層には F を、地下階層には B を付してある。)を表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造	・・・・・・・・・・・・	S R C
鉄筋コンクリート造	・・・・・・・・・・・・	R C
鉄骨造	・・・・・・・・・・・・	S
軽量鉄骨造	・・・・・・・・	L S
ブロック造	・・・・・・・・	B
木造	・・・・	W
- 7 「標準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示してある。

なお、道路の種別は、「国道」、「県道」、「市道」等の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り舗装済みである。
- 8 「標準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

- (1) 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示した。
- (2) ガス事業法による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合には、「ガス」と表示した。
- (3) 下水道法の処理区域内にある場合及び処理区域外に存する大規模造成地等にある下水道で、宅地供給者又は組合等が一体として管理し、かつ、公共下水道に接続若しくは終末処理場を有している場合には「下水」と表示した。
- ① 農業集落排水については、下水道に該当することとした。
- ② 工業団地内で処理されているものは、下水道に該当しないこととした。

9 「標準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、鉄道駅名及び標準地から鉄道駅までの道路距離を表示した。

10 「標準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄については、次により表示した。

- (1) 用途地域等は、次の略号で表示した。

第一種低層住居専用地域	1 低専
第二種低層住居専用地域	2 低専
第一種中高層住居専用地域	1 中専
第二種中高層住居専用地域	2 中専
第一種住居地域	1 住居
第二種住居地域	2 住居
準住居地域	準住居
近隣商業地域	近商
商業地域	商業
準工業地域	準工
工業地域	工業
工業専用地域	工専
市街化調整区域	「調区」
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域	(都)
防火地域	防火
準防火地域	準防
市街化区域	記載なし

- (2) 都市計画区域については、かっこ内の左側に建ぺい率を、右側に容積率をそれぞれパーセントで記載した。